

## 北九州市立医療センター地域医療連携ネットワーク運用管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、北九州市立医療センター（以下「当院」という。）が設置する地域医療連携ネットワークシステム（以下「ネットワーク」という。）について、医療情報の安全かつ適正な管理およびシステムの効率的な運用を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 医療情報：医療に関する患者情報（個人識別情報）を含む情報をいう。
- (2) 診療情報：診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医療従事者が知り得た情報をいう。

### (呼称)

第3条 本ネットワークの呼称は「連携ネット北九州」とする。

### (運用管理者)

第4条 当院に運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、当院の院長（以下「院長」という。）をもってこれに充てる。

- 2 管理者の業務を補助するため、運用管理担当者を置くことができる。

### (運用責任者)

第5条 当院の医療連携室に運用責任者（以下「責任者」という。）を置き、医療連携室長をもってこれに充てる。

- 2 責任者の業務を補助するため、運用責任担当者を置くことができる。

### (管理者の責務)

第6条 管理者は、ネットワークの運用、機密保持、情報保管について責任を負うものとする。

- 2 管理者は、ネットワークの利用者にアクセス権を付与するとともに、ネットワークが適正に利用されているかを監視するものとする。また、不適正な利用があった場合には、アクセス権を取り消すことができる。
- 3 管理者は、ネットワークの正しい利用のため、利用に関する研修を行わなければならない。
- 4 管理者は、患者または利用者からのネットワークに関する苦情、相談を受け付ける窓口を設置しなければならない。

### (責任者の責務)

第7条 責任者は、ネットワーク利用のためのシステムの安全管理を行う。

### (利用者)

第8条 利用者とは、第9条に定める手続きを完了し、ID、パスワードを有するネットワーク参加者（医師に限る）のことをいう。

- 2 利用者がネットワークにより利用できる診療情報は、当該診療情報の利用に関する同意を得た特定の患者に限るものとする。
- 3 前項の診療情報の公開期間は、患者の同意を得た日から公開内容ごとに設定された期間まで遡った時点を始点とし、患者の参加同意撤回届が提出されるまで、または、管理者が必要と認める日までとする。

### (利用申請)

第9条 ネットワークの利用を希望する場合は、当院の院長に対して利用登録申請を行うものとする。なお、同一医療機関に複数の利用希望者がいる場合は、利用希望者ごとに申請を行

うものとする。

- 2 管理者は、利用希望者がネットワーク参加者として適当と認めるときは、速やかにID、パスワードを発行するとともに、ネットワーク内のシステムに当該利用者に係るID、パスワード等を登録するものとする。

(利用者の取り消し)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、管理者はID等を取り消すものとする。

- (1) 第11条に定める利用者の責務に違反したとき。
- (2) ネットワークにおける情報の取り扱いや利用方法が不適切であり、指導・警告にもかかわらず改善が認められない場合。

(利用者の責務)

第11条 利用者が、ネットワークを利用するに際しては、本規程のほか「著作権法（昭和45年法律第48号）」、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」、「福岡県個人情報保護条例（平成16年12月27日福岡県条例57号）」、「北九州市個人情報保護条例（平成16年12月14日北九州市条例第51号）」および関係法令を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、ネットワークを通じて入手した診療情報について適正な利用に努め、利用者において印刷したものは、原則、利用者の診療録への添付に利用することとする。ただし、患者の同意を得たうえで地域医療連携情報化検討委員会（以下「委員会」という。）の承認を得た場合はこの限りではない。

- 3 利用者は、情報セキュリティに十分注意するとともに、ID及びパスワードを利用者本人以外の者に利用させてはならない。

- 4 利用者は、ネットワークに接続する端末のセキュリティを維持するために、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義ファイルに更新しなければならない。

- 5 利用者は、接続を行う端末やその接続環境に変更を生じたときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(利用時間等)

第12条 ネットワークの利用は、年間を通じ24時間可能とする。ただし、ネットワークの保守および機能改善等を実施する場合には、利用者に対してネットワークを通じて事前に通知した上で運用を停止することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急時およびその他管理者が特に必要と認める場合は、事前に通知することなくネットワークを停止することができる。

(運用管理規程の変更)

第13条 運用管理規程の変更は、委員会の議決を得た上で行わなければならない。

(その他必要事項)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、委員会において定めるものとする。

付 則

この規程は、平成26年2月3日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年3月14日から施行する。